



産業廃棄物処理計画書

24年 6月 27 日

大分県知事 廣瀬 勝貞 殿

提出者

住 所 大分県豊後大野市三重町市場847番地
 氏 名 株式会社 川邊組
 電 話 代表取締役 川邊 誠一
 0974-22-0123

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 川邊組
事業場の所在地	大分県豊後大野市三重町市場847番地
計画期間	平成24年6月1日～平成25年5月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業
②事業の規模	529,992(千円)
③従業員数	21人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（23年度）実績】						
産業廃棄物の種類	コンクリート	アスファルト	木くず	廃プラスチック	金属くず	
排 出 量	1115.88 t	4738.51 t	390.57 t	0.54 t	0.29 t	

①現状

(これまでに実施した取組)

- 木くずは天日乾燥後、土などを除去した後、極力軽量化して搬出する。
- アスファルト殻は、除去時に碎石等を丁寧に分離する。
- コンクリート殻は、除去時に碎石等が混入しないようにする。
- 金属くずは、他の物が混入しないように注意して軽減を図る。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリート	アスファルト	木くず	廃プラスチック	金属くず
排 出 量	1000 t	4000 t	300 t	1 t	1 t

(今後実施する予定の取組)

現状と同じ

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- コンクリート殻、アスファルト殻、金属くず、木くずとに分別
- 取組…アスファルト殻は、撤去時に碎石、コンクリート殻が混入しないようにする。
- コンクリート殻は、撤去時に碎石が混入しないように丁寧に分別する。
- 金属くずは、他のものが混入しないように分別する。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

現状と同じ

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（ 年度） 実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
①現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（ 年度） 実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
①現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
②計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（ 年度）実績】		
産業廃棄物の種類	—	—
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
産業廃棄物の種類	—	—
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（ 23年度）実績】					
産業廃棄物の種類	コンクリート	アスファルト	木くず	廃プラスチック	金属くず
全処理委託量	1115.88 t	4738.51 t	390.57 t	0.54 t	0.29 t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
再生利用業者への 処理委託量	1115.88 t	4738.51 t	390.57 t	0.54 t	0.29 t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)					
<ul style="list-style-type: none"> ・場内で発生した産業廃棄物は、再生資源プラントに搬入する。 ・再生アスファルトを使用する。 ・再生碎石を使用する。 					

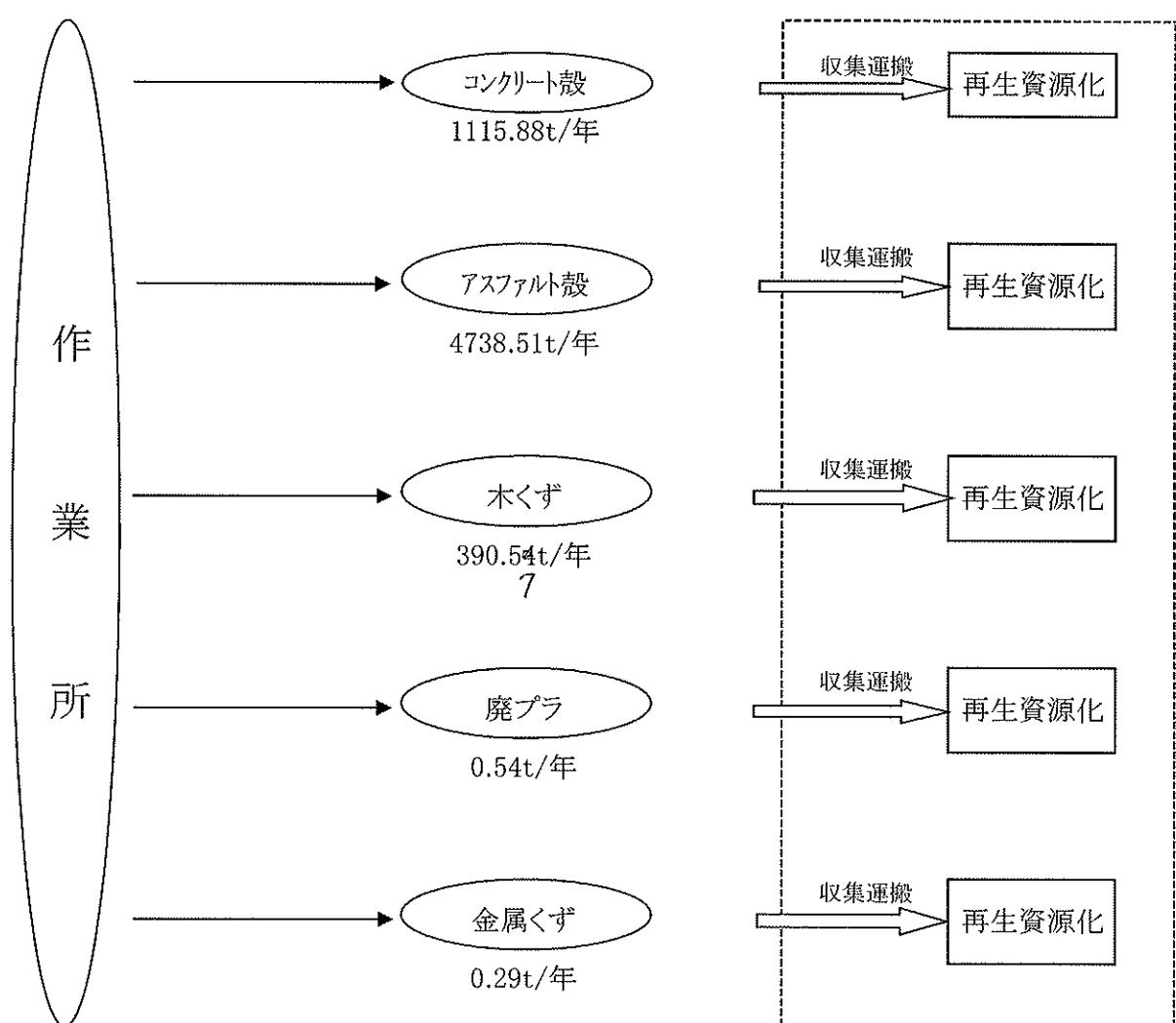
(第5面)

産業廃棄物の一連の処理の工程



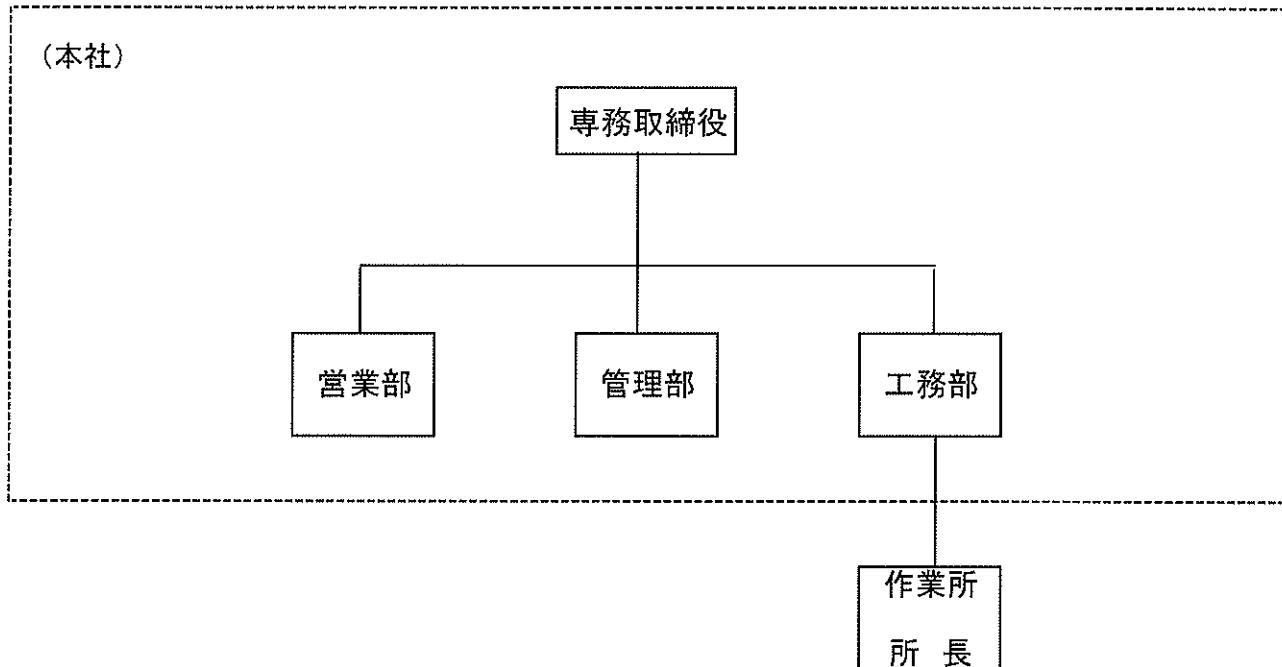
→ 廃棄物処理の流れ

----- 委託処理部分の範囲



廃棄物処理フローチャート(現状)

廃棄物管理体制図



	本 社	作 業 所
総括責任者	工務部長	工務部長
廃棄物担当	工務主任	作業所長

役割	統括責任者	①廃棄物処理方針の策定 ②本社の廃棄物処理に関する各種事項の決定承認 ③作業所の処理に関する各種事項の決定承認
	(工務部長) 担当者	①本社での廃棄物処理計画の作成 ②本社での廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ③監督官庁への各種報告 ④社員、関連会社に対する教育・啓発
	(所長) 担当者	①作業所での廃棄物処理計画の作成 ②作業所での廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ③作業所での処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ④作業所での産業廃棄物管理票の交付・管理